

投資者の皆さまへ

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

投資信託約款変更のお知らせ

平素は弊社投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
弊社では、下記のとおり投資信託約款の変更を行いますのでお知らせいたします。
なお、今般の約款変更に関しまして、投資者の皆さまに特段のお手続きをいただくことはありません。
投資者の皆さまにおかれましては、今後とも弊社投資信託を御愛顧賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

記

- 1. 投資信託約款の変更の理由と内容
投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条の改正に伴い、記載変更を行うものです。
- 2. 投資信託約款の変更の対象ファンド
公募投資信託（「日本 M R F (マネー・リザーブ・ファンド)」を除く）
- 3. 投資信託約款変更の内容

変更後	変更前
(運用状況に係る情報の提供) 第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。	(運用報告書に記載すべき事項の提供) 第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

※条番号は投資信託によって異なります。

- 4. 投資信託約款の変更適用日
2025 年 4 月 1 日

以上

お問い合わせ先

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号 03-3516-1300

(受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時)